

正 誤 表

2017.11.08

月日	ページ	箇所	現行 (誤)	訂正
2017.10.12	006	6行目の後に	・ ・ について適否の評価をします。	・ ・ について適否の評価をします。なお、簡易計算ルートの適用範囲は、木造戸建ての住宅です。
2017.10.03	026	表 2	壁の4~7地域：PS 3bA 50mm 床（外気に接する部分）の4~7地域 ：PS 3bA 70mm 土間床等の外周部（外気に接する部分）の 4~7地域：PS 3bA 50mm 土間床等の外周部（その他の部分）の 4~7地域：PS 3bA 20mm	壁の4~7地域：XPS 3bA 50mm 床（外気に接する部分）の4~7地域 ：XPS 3bA 70mm 土間床等の外周部（外気に接する部分）の 4~7地域：XPS 3bA 50mm 土間床等の外周部（その他の部分）の 4~7地域：XPS 3bA 20mm
2017.09.14	033	7行目	当該住宅の最も性能の劣る開口部の性能が、	当該住宅の全ての開口部の性能が、
2017.10.05	033	表 8地域のガラス、付属部材、庇、軒等	付属部材（南±22.5度に設置するものについては、外付けブラインドに限る）、庇、軒等を設けてるもの	付属部材（南±22.5度に設置するものについては、外付けブラインドに限る）、又は庇、軒等を設けてるもの
	068	8地域の表（は）（に）のガラス、付属部材、庇、軒等		
	185			
2017.09.14	056	6行目	熱抵抗値Rは、P020~021を参照してください。	熱抵抗値Rを計算する場合の計算方法は、P020~021を参照してください。計算した結果の断熱材の熱抵抗Rは、熱貫流率Uを求めるための計算途中なので、四捨五入で小数点第1位とした欄を選んでください。 (P021では、熱抵抗Rの基準適否の最終評価になりますので、小数点第2位以下を切捨てし、小数点第1位としています。)
2017.10.05	065	表 面積比率を考慮したU [*] =の値	0.4380 (↓四捨五入)	0.4380 (↓切上げ)
2017.09.22	069	(1) 対象部位の最後2行	各部位で仕様が異なる場合は・・・・・・窓毎に拾います。	削除
2017.09.12	071	3~4行目と図	同じ部位でも仕様が異なる場合は、仕様毎に面積を拾います。例えば下図のように、下屋の下がり壁が他の外壁と仕様が異なる場合は、仕様別に面積を拾います。 中央の図	削除
2017.09.22	074	7行目	開口部は、面積や方位、及び庇や付属部材等が各々で異なるため、	削除
2017.09.07	080	表中2行目	①一般部位の熱貫流率U、線熱貫流率ψを求める。	①一般部位と開口部の熱貫流率U（基礎は線熱貫流率ψ）を求める。
2017.09.22	080	下から7行目	外皮平均熱貫流率U _A は、一般部位の熱貫流率U	外皮平均熱貫流率U _A は、一般部位と開口部の熱貫流率U
2017.10.17	080		【意見・要望】 P107以降、係数として記載されている数値の意味や出典が不明である。	【左記に対する訂正】 P080 「(1) 外皮性能基準の評価フロー」に続く本文の冒頭に以下を追記する。 簡易計算ルートにおける外皮性能基準の計算方法は、(国研)建築研究所「平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報(住宅) 2.2算定方法 3.2外皮性能 (http://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/3-2_170719_v02_PVer0201.pdf)に記載の「第二節外皮性能 9.当該住戸の外皮の部位の面積等を用いずに外皮性能を評価する方法」に基づきます。

設計編 / 仕様・簡

	月日	ページ	箇所	現行 (誤)	訂正
易計算	2017.09.07	107	5行目	⑦の有無と、	⑤と⑦の有無と、
	2017.09.07	107	外皮平均熱貫流率 U_A の計算式		<p>⑤の行を追加 ⑤床：係数×熱貫流率＝□ ⑤は床断熱の場合のみ</p>
	2017.11.08	107	計算式中の「⑧外皮面積の合計」(以降のページ同様)	【意見・要望】 実面積数値を用いるよう勘違いするので表現を変えてほしい。	【左記に対する訂正】 誤りではないが、より誤解を防ぐために「⑧外皮面積の合計(定数)」とする。
			下から3行目	⑧の外皮面積の合計は、外皮平均熱貫流率 U_A と同じの数値です。	⑧の外皮面積の合計(定数)は、床(基礎)の断熱構造により決まる値で、外皮平均熱貫流率 U_A と同じ数値です。
	2017.09.07	114	問題1 断熱仕様表の根拠の欄	空欄	(ア)の根拠：P200 熱貫流率 U 早見表 (イ)の根拠：P208 表1 (ウ)の根拠：P209 表2 (エ)の根拠：P209 表2 (ケ)の根拠：P210 表3 (コ)の根拠：P210 表3
2017.09.07	133	吹抜け等【現行(誤)】	<p>・平均天井高さが4.2 m以上6.3 m未満の吹抜け等は、1層の仮想床があるものとみなして、その居室または非居室の床面積に加算します。6.3 m以上8.4 m未満の場合は2層分の仮想床があるものとみなして、その居室または非居室の床面積に加算します。</p>	<p>・天井の高さが4.2 m以上の場合、高さ2.1 mの部分に仮想床があるものとみなして、居室または非居室の床面積に仮想床の床面積を加えて計算します。天井の高さが6.3 m以上の場合、高さ2.1 mおよび4.2 mの部分に仮想床があるものとみなして計算します。以下同様に、天井高さが2.1 m増えるごとに仮想床を設けます。</p>	
		吹抜け等【訂正】			
2017.11.08	158	2行目～4行目	「壁付き式第一種換気設備」または「壁付き式第二種またはダクト式第三種換気設備」の・・・方法から選択します。	「壁付き式第一種換気設備」または「壁付き式第二種または壁式第三種換気設備」の・・・方法と同様です。	